

6日農第588号
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日進市長 近藤 裕貴

市町村名 (市町村コード)	愛知県日進市 (23230)
地域名 (地域内農業集落名)	折戸区 (折戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・ほとんどの青地農地が土地改良事業により水田換地されていることから、水稻による稻作が中心である。
- ・多くの水田が認定農業者である「尾東農産」、農事組合法人「おりど」に使用貸借・作業委託をしている。

【課題】

- ・耕作者、地権者の高齢化が進行し、後継者が不足している。
- ・水田はいずれも愛知用水(パイプライン)からの取水のみであるため、パイplineに問題が発生した場合、代替となる取水方法がない。
- ・南部の青地農地の多くは盛土がされており、盛土の高さ基準により、簡単に畠地転換できない。
- ・地権者はいずれも小規模な農地しか所有しておらず、個人で稻作用機械を所有・維持することが難しい状況であり、将来的に耕作放棄につながりかねない状況である。また、小規模な農地では專業農家として生計が成り立たない。
- ・周辺地区の宅地化により、新しい住民と農業者の考え方方に相違が生まれ、新たなコストが発生することにより耕作放棄に繋がっている(野焼きの煙の苦情、有機肥料の臭いの苦情、農道への一般車進入による飛び石の苦情など)。

(2) 地域における農業の将来の在り方

対象地のほとんどが土地改良事業により水田換地された農地であり、畠作への転作は容易ではないことから、今後も水稻の作付けが主となる。主な担い手となる尾東農産とその他の担い手が効率良く農地を耕作できるような集約化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積【折戸区】	15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	未定 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

折戸区における青地農地を農業上の利用が行われる農用地と考える。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者、認定新規就農者及び規模拡大意向のある中心経営体をメインに農地の集積を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手が決まり次第、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

対象区域においては基盤整備事業は完了しているため、面整備における新たな取組の予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市主催の「日進アグリスクール」を活用することにより、新たな経営体の確保に努め、また同じく市主催の「農業よろず相談」による栽培・経営改善の指導等を活用することにより、既存経営体の育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

自作による地権者に対し、個人で実施出来ないような個々の作業においては、認定農業者及び認定新規就農者への作業委託を地域で呼びかけていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】